

職業訓練法人東京土建技術研修センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

（1）事業の概要

職業訓練法人東京土建技術研修センター（以下「研修センター」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的として、平成6年8月に設立された法人で、主に次の事業を行っている。

ア 労働者、組合員及び求職者に対する認定職業訓練

イ 職業訓練に関する情報及び資料の提供

ウ 職業訓練に関する調査研究

（2）都との関係

都は、研修センターが行う認定職業訓練の運営等の補助事業に対し、平成17年度3,090万余円、平成18年度2,655万余円の補助金を交付している。

2 組織

研修センターは、事務所を豊島区池袋一丁目8番6号に置き、役員13名（理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、理事6名、監事3名）（うち非常勤役員11名）及び職員6名で構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

（1）産業労働局 平成19年9月18日及び同年10月1日

（2）研修センター 平成19年9月25日

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成17年度及び平成18年度における補助実績等は、表1のとおりであり、補助事業実績報告書を中心に監査を行い、補助対象となっている職業訓練事業の実施状況や経理状況について関係書類等を確認した結果、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表1) 補助実績等

(単位：千円)

対象事業（補助要綱等）		補助対象額	補助額	補助率
	概要・実績等			
1	東京都事業内職業訓練事業 (東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程)			
	認定職業訓練の促進と労働者の職業能力開発・資質の向上を図るための、認定職業訓練の運営、設備及び施設整備 ○平成17年度 ①運営費 27,809千円 (専門課程) 高度職業訓練 専門課程(2年) 居住システム系建築科 修了生49名 (短期課程) 普通職業訓練 短期課程 建築科 67回 3,015名 建築科IT 4回 52名 溶接科 4回 87名 管理科 11回 116名 ②施設費 3,100千円 建物補修(外壁塗装ほか) ○平成18年度 ①運営費 25,954千円 (専門課程) 高度職業訓練 専門課程(2年) 居住システム系建築科 修了生47名 (短期課程) 普通職業訓練 短期課程 建築科 53回 1,560名 建築科IT 5回 46名 溶接科 3回 56名 管理科 11回 90名 ②設備費 603千円 AutoCAD 21式 デジタル指示器 2台	平成17年度 72,391 平成18年度 57,109	平成17年度 30,909 平成18年度 26,557	補助対象額の ① 1/2又は算出基準単価により算出した額のいずれか低い額 (国1/4、都1/4) ② 1/2 (国1/4、都1/4)